資料１－３

令和８年度　春日井市地域防災計画（原子力災害対策計画）案
新旧対照表

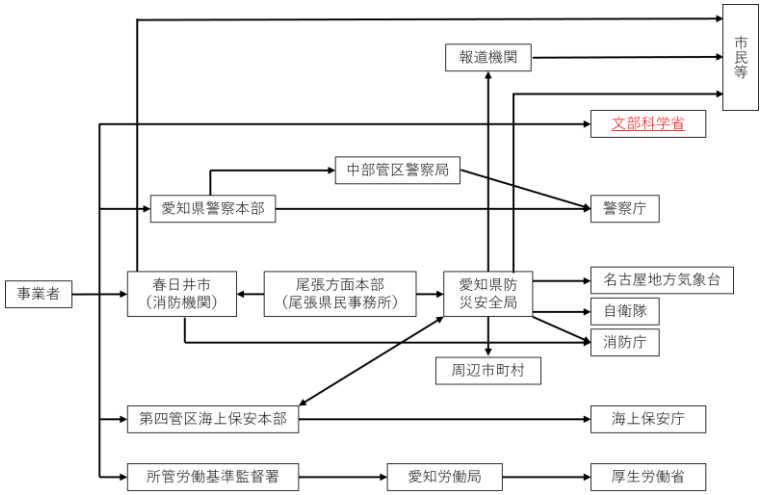
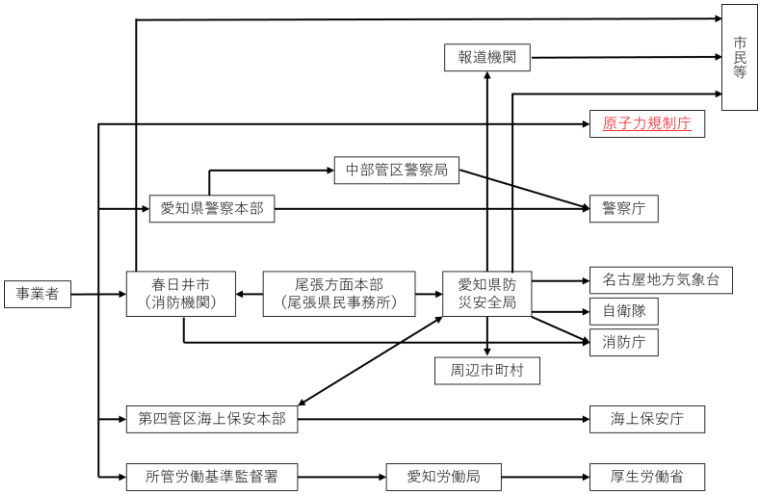
令和８年度 春日井市地域防災計画（原子力災害対策計画）案　新旧対照表

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	第１編　総 則	第１編　総 則	
	第１章　計画の目的・方針	第１章　計画の目的・方針	
	第２節　計画の性格及び基本方針	第２節　計画の性格及び基本方針	
2	３　市民の生命、身体及び財産を守るため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。 　なお、原子力災害に係る対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」（平成 24 年 12 月３日告示）を十分に尊重するものとする。	３　市民の生命、身体及び財産を守るため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。 　なお、原子力災害に係る対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」（令和７年 10 月３日一部改正）を十分に尊重するものとする。	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	第２章　各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第２章　各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第１節　実施責任	第１節　実施責任	
9	３　指定公共機関及び指定地方公共機関 　指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。 （略）	３　指定公共機関及び指定地方公共機関 　指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。 （略）	防災基本計画に合わせた修正
	第２節　処理すべき事務又は業務の大綱	第２節　処理すべき事務又は業務の大綱	
11	４　指定公共機関（原子力事業者を除く。） (1)　（略） (2)　西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社 　事故発生直後の輻輳対策措置を行う。	４　指定公共機関（原子力事業者を除く。） (1)　（略） (2)　ＮＴＴ西日本株式会社、ＮＴＴドコモビジネス株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社 　事故発生直後の輻輳対策措置を行う。	社名変更による修正

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	第２編　災害予防計画	第２編　災害予防計画	
	第１章　放射性物質災害予防対策	第１章　放射性物質災害予防対策	
	第３節　放射線防護資機材等の保有状況等の把握	第３節　放射線防護資機材等の保有状況等の把握	
13	２　県は、放射性物質取扱事業者、研究機関、自衛隊等放射線防護資機材保有機関との平常時及び緊急時における連携の強化を図るものとする。	２　県は、放射性物質取扱事業者、研究機関、自衛隊等放射線防護資機材保有機関との平時及び緊急時における連携の強化を図るものとする。	防災基本計画に合わせた修正
	第４節　原子力災害に対応する医療機関の把握	第４節　原子力災害に対応する医療機関の把握	
13	放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市及び県は、あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の県外の原子力災害拠点病院等の連絡先の把握に努めるものとする。	被ばく傷病者等の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市及び県は、あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の県外の原子力災害拠点病院等の連絡先の把握に努めるものとする。	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	第２章　原子力災害予防対策	第２章　原子力災害予防対策	
	第２節　情報の収集・連絡体制等の整備	第２節　情報の収集・連絡体制等の整備	
15	１　県と関係機関相互の連携体制の整備 （略） 特に、内閣府及び原子力規制庁との間においては、平常時からの連絡・調整窓口の確認、意見交換等を行う。 ２　隣接県等との情報交換、連絡調整窓口の確認 県は、緊急時の環境放射線量等のデータに関し、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（ＳＰＥＥＤＩ（スピーディ）ネットワークシステム）等による予測データを隣接県等と情報共有を図ることができるよう、平常時からの連絡・調整窓口の確認、意見交換等を行う。	１　県と関係機関相互の連携体制の整備 （略） 特に、内閣府及び原子力規制庁との間においては、平時からの連絡・調整窓口の確認、意見交換等を行う。 ２　隣接県等との情報交換、連絡調整窓口の確認 県は、緊急時の環境放射線量等のデータに関し、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（ＳＰＥＥＤＩ（スピーディ）ネットワークシステム）等による予測データを隣接県等と情報共有を図ることができるよう、平時からの連絡・調整窓口の確認、意見交換等を行う。	防災基本計画に合わせた修正

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	第８節　健康被害防止に係る整備	第８節　健康被害防止に係る整備	
17	１　原子力災害に対応する医療機関の把握 放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市及び県は、原子力災害時に被災地域の原子力災害医療の中心となって機能する原子力災害拠点病院等の連絡先を把握する。 ２、３　（略） ４　避難退域時検査及び人体の簡易除染の体制の整備 市及び県は、避難退域時検査及び人体の簡易除染が迅速に実施できるよう、体制の整備を図る。 ５　原子力災害医療調整官の配置 県は、災害時に、被ばくに係る傷病者の搬送先の指示等を行う原子力災害医療調整官をあらかじめ定めておく。	１　原子力災害に対応する医療機関の把握 被ばく傷病者等の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市及び県は、原子力災害時に被災地域の原子力災害医療の中心となって機能する原子力災害拠点病院等の連絡先を把握する。 ２、３　（略） ４　避難退域時検査及び簡易除染の体制の整備 市及び県は、避難退域時検査及び簡易除染が迅速に実施できるよう、体制の整備を図る。 ５　原子力災害医療調整官の配置 県は、災害時に、被ばく傷病者等の搬送先の指示等を行う原子力災害医療調整官をあらかじめ定めておく。	愛知県地域防災計画に合わせた修正
18			
	第９節　風評被害対策	第９節　風評被害対策	
18	１　市及び県は、原子力災害による風評被害等を未然に防止するため、国、市町村、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光客の減少の未然防止のため、平常時からの的確な情報提供等に努めることとする。	１　市及び県は、原子力災害による風評被害等を未然に防止するため、国、市町村、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光客の減少の未然防止のため、平時からの的確な情報提供等に努めることとする。	防災基本計画に合わせた修正
	第 10 節　市民等への的確な情報伝達体制の整備	第 10 節　市民等への的確な情報伝達体制の整備	
18	４　県は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び市町村と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。	４　県は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び市町村と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。	防災基本計画に合わせた修正

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td></td><td>第 11 節　原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発</td><td>第 11 節　原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発</td><td></td></tr>
<tr><td>19</td><td>災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射線等に対する正しい理解を深めることが重要であることから、市及び県は、市民等に対し、次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行うこととし、必要な場合には原子力事業者に協力を求めるものとする。
（略）</td><td>災害時に的確な行動をとるためには平時から原子力災害や放射線等に対する正しい理解を深めることが重要であることから、市及び県は、市民等に対し、次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行うこととし、必要な場合には原子力事業者に協力を求めるものとする。
（略）</td><td>防災基本計画に合わせた修正</td></tr>
<tr><td></td><td>第３編　災害応急対策計画</td><td>第３編　災害応急対策計画</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第１章　活動態勢</td><td>第１章　活動態勢</td><td></td></tr>
<tr><td>20</td><td>■　基本方針
（略）
○　感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクと感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
（略）</td><td>■　基本方針
（略）
○　感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクと感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
（略）</td><td>表記の整理</td></tr>
<tr><td></td><td>第２章　放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策</td><td>第２章　放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策</td><td></td></tr>
<tr><td>24</td><td>（略）
■　主な機関の措置
<table><tr><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>事業者</td><td>（略）
第１節２　事故等の発生に係る文部科学省への届出</td></tr></table></td><td>（略）
■　主な機関の措置
<table><tr><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>事業者</td><td>（略）
第１節２　事故等の発生に係る原子力規制庁への届出</td></tr></table></td><td>愛知県地域防災計画に合わせた修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td></td><td><table><tr><td></td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td><table><tr><td></td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第１節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</td><td>第１節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</td><td></td></tr>
<tr><td>25</td><td>２　事故等の発生に係る文部科学省への届出
事業者は、１の事態が生じた場合、遅滞なく文部科学省へ届出を行う。
３～５　（略）
６　情報の伝達系統
放射性物質災害が発生した場合における情報の収集・伝達は、次のとおりとする。

</td><td>２　事故等の発生に係る原子力規制庁への届出
事業者は、１の事態が生じた場合、遅滞なく原子力規制庁へ届出を行う。
３～５　（略）
６　情報の伝達系統
放射性物質災害が発生した場合における情報の収集・伝達は、次のとおりとする。

</td><td>愛知県地域防災計画に合わせた修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td></td><td>第３節　警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、避難誘導等の措置</td><td>第３節　警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、避難誘導等の措置</td><td></td></tr>
<tr><td>26</td><td>２　周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け
県警察は、市町村と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行うものとする。</td><td>２　周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け
県警察は、市町村と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護措置を行うものとする。</td><td>愛知県地域防災計画に合わせた修正</td></tr>
<tr><td></td><td>第９節　医療関係活動</td><td>第９節　医療関係活動</td><td></td></tr>
<tr><td>27</td><td>１　市及び県は、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、避難退域時検査及び簡易除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。
２　市及び県は、放射線被ばく者の措置については、避難退域時検査及び簡易除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害に対応する医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。</td><td>１　市及び県は、放射線被ばく及び汚染の可能性が認められるような場合は、避難退域時検査及び簡易除染の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。
２　市及び県は、被ばく傷病者等の措置については、避難退域時検査及び簡易除染の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害に対応する医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。</td><td>愛知県地域防災計画に合わせた修正</td></tr>
<tr><td></td><td>第３章　核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策</td><td>第３章　核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策</td><td></td></tr>
<tr><td>28</td><td>■　基本方針
（略）
○　地震、風水害等の大規模災害に伴い原子力災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、春日井市地域防災計画の地震災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処するものとする。
■　主な機関の措置
<table><tr><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>■　基本方針
（略）
○　地震、風水害等の大規模災害に伴い原子力災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護措置、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、春日井市地域防災計画の地震災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処するものとする。
■　主な機関の措置
<table><tr><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>ＮＴＴ西日本株式会社、ＮＴＴドコモビジネス株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>愛知県地域防災計画に合わせた修正

社名変更による修正</td></tr>
</table>

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	第６節　市民等に対する屋内退避、避難指示	第６節　市民等に対する屋内退避、避難指示	
31	４　周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け 県警察は、市町村と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行うものとする。	４　周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け 県警察は、市町村と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護措置を行うものとする。	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	第８節　医療関係活動	第８節　医療関係活動	
31	１　市及び県は、放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、避難退域時検査及び簡易除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。 ２　市及び県は、放射線被ばく者の措置については、避難退域時検査及び簡易除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。	１　市及び県は、放射線被ばく及び汚染の可能性が認められるような場合は、避難退域時検査及び簡易除染の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。 ２　市及び県は、被ばく傷病者等の措置については、避難退域時検査及び簡易除染の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	第 11 節　汚染された食品等の流通防止	第 11 節　汚染された食品等の流通防止	
32	（略） ※１　新たな基準値では、福島原発事故後に放出されたと考えられる放射性物質のうち、半減期が１年以上のすべての核種（セシウム 134、セシウム 137、ストロンチウム 90、プルトニウム、ルテニウム 106）を考慮。 放射性物質を含む食品からの被ばく線量は、セシウム以外の核種は測定に非常に時間がかかるため、新たな基準値では、セシウムと他の核種の比率を用いて、移行経路ごとに放射性セシウムとの比率を算出し、合計して年間１ミリシーベルトを超えないように設定。 セシウム以外の核種に係る指標等については、原子力災害対策指針に記載され次第反映する。 ※２、３　（略）	（略） ※１　新たな基準値では、福島原発事故後に放出されたと考えられる放射性物質のうち、半減期が１年以上のすべての核種（セシウム 134、セシウム 137、ストロンチウム 90、プルトニウム、ルテニウム 106）を考慮。 放射性物質を含む食品からの放射性核種濃度は、セシウム以外の核種は測定に非常に時間がかかるため、新たな基準値では、セシウムと他の核種の比率を用いて、移行経路ごとに放射性セシウムとの比率を算出し、合計して年間１ミリシーベルトを超えないように設定。 セシウム以外の核種に係る指標等については、原子力災害対策指針に記載され次第反映する。 ※２、３　（略）	愛知県地域防災計画に合わせた修正

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td></td><td>第 13 節　輻輳対策</td><td>第 13 節　輻輳対策</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、事故発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。</td><td>ＮＴＴ西日本株式会社、ＮＴＴドコモビジネス株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、事故発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第４章　県外の原子力発電所等における異常時対策</td><td>第４章　県外の原子力発電所等における異常時対策</td><td></td></tr>
<tr><td>33</td><td>■　基本方針
（略）
○　地震、風水害等の大規模災害時に県外の原子力発電所等に係る事故等が発生した場合には、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、春日井市地域防災計画の地震災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処するものとする。
■　主な機関の措置
<table><tr><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>西日本電信電話株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>■　基本方針
（略）
○　地震、風水害等の大規模災害時に県外の原子力発電所等に係る事故等が発生した場合には、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護措置、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、春日井市地域防災計画の地震災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処するものとする。
■　主な機関の措置
<table><tr><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>ＮＴＴ西日本株式会社、ＮＴＴドコモビジネス株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>愛知県地域防災計画に合わせた修正

社名変更による修正</td></tr>
<tr><td>37</td><td>第７節　国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動</td><td>第７節　国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護措置</td><td></td></tr>
<tr><td>38</td><td>２　国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導
(1)、(2)　（略）
(3)　県警察は、市が上記(2)の措置を講ずる場合、市と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する屋内退避、避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行うものとする。</td><td>２　国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導
(1)、(2)　（略）
(3)　県警察は、市が上記(2)の措置を講ずる場合、市と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する屋内退避、避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護措置を行うものとする。</td><td>愛知県地域防災計画に合わせた修正</td></tr>
</table>

頁	修　　正　　前	修　　正　　後	備　　考
	第８節　医療関係活動	第８節　医療関係活動	
39	１　市及び県は、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、避難退域時検査及び簡易除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。 ２　市及び県は、放射線被ばく者が生じた場合には、避難退域時検査及び簡易除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。	１　市及び県は、放射線被ばく及び汚染の可能性が認められるような場合は、避難退域時検査及び簡易除染の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。 ２　市及び県は、被ばく傷病者等が生じた場合には、避難退域時検査及び簡易除染の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	第 12 節　飲料水・食品等の摂取制限等	第 12 節　飲料水・食品等の摂取制限等	
41	（略） ※１　新たな基準値では、福島原発事故後に放出されたと考えられる放射性物質のうち、半減期が１年以上のすべての核種（セシウム 134、セシウム 137、ストロンチウム 90、プルトニウム、ルテニウム 106）を考慮。 放射性物質を含む食品からの被ばく線量は、セシウム以外の核種は測定に非常に時間がかかるため、新たな基準値では、セシウムと他の核種の比率を用いて、移行経路ごとに放射性セシウムとの比率を算出し、合計して年間１ミリシーベルトを超えないように設定。 セシウム以外の核種に係る指標等については、原子力災害対策指針に記載され次第反映する。 ※２、３　（略）	（略） ※１　新たな基準値では、福島原発事故後に放出されたと考えられる放射性物質のうち、半減期が１年以上のすべての核種（セシウム 134、セシウム 137、ストロンチウム 90、プルトニウム、ルテニウム 106）を考慮。 放射性物質を含む食品からの放射性核種濃度は、セシウム以外の核種は測定に非常に時間がかかるため、新たな基準値では、セシウムと他の核種の比率を用いて、移行経路ごとに放射性セシウムとの比率を算出し、合計して年間１ミリシーベルトを超えないように設定。 セシウム以外の核種に係る指標等については、原子力災害対策指針に記載され次第反映する。 ※２、３　（略）	愛知県地域防災計画に合わせた修正
	第 15 節　輻輳対策	第 15 節　輻輳対策	
42	西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、事故等発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。	ＮＴＴ西日本株式会社、ＮＴＴドコモビジネス株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、事故等発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。	社名変更による修正

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td></td><td>第４編　災害復旧計画</td><td>第４編　災害復旧計画</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第９節　災害地域に係る記録等の作成</td><td>第９節　災害地域に係る記録等の作成</td><td></td></tr>
<tr><td>46</td><td>１　災害地域住民の記録
市は、避難及び屋内避難措置をとった住民に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等を記録する。
県は、市町村が行う災害地住民に係る記録に協力する。</td><td>１　災害地域住民の記録
市は、避難、一時移転及び屋内退避等の防護措置をとった住民に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等を記録する。
県は、市町村が行う災害地住民に係る記録に協力する。</td><td>愛知県地域防災計画に合わせた修正</td></tr>
<tr><td></td><td>参考資料</td><td>第３編 災害応急対策計画</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>１　用語の定義</td><td>第１章 活動態勢</td><td></td></tr>
<tr><td>47

48</td><td>この計画で用いる用語の定義は、次のとおりである。
<table>
<tr><th>用 語</th><th>解 説</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>ＩＣＲＰ</td><td>International Commission on Radiological Protection
国際放射線防護委員会
専門的な立場から放射線防護に関する勧告を行う国際組織。</td></tr>
<tr><td>米国ＮＥＩ</td><td>America Nuclear Energy Institute
アメリカ原子力エネルギー協会</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>ＰＰＡ</td><td>Plume Protection Planning Area
放射性物質を含んだプルーム通過時の被ばく（特に吸引による内部被ばく）を避けるための防護を実施する地域。</td></tr>
<tr><td>放射性プルーム</td><td>気体状あるいは粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団。</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>ＦＢＲ</td><td>Fast Breeder Reactor
高速増殖炉
発電しながら消費した以上のプルトニウ</td></tr>
</table></td><td>この計画で用いる用語の定義は、次のとおりである。
<table>
<tr><th>用 語</th><th>解 説</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>（削除）</td></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>（削除）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>（削除）</td></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>（削除）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>（削除）</td></tr>
</table></td><td>愛知県地域防災計画に合わせた修正
及び
表記の整理</td></tr>
</table>

頁	修正前		修正後		備考
49		ムを生成する原子炉で、冷却材として金属ナトリウムが採用される。			
	ＡＴＲ	Advanced Thermal Reactor 新型転換炉 国産の炉形式（重水減速沸騰軽水冷却型（圧力管型））で、燃料集合体を封じ込めた圧力管の中で冷却水（軽水）を蒸気にし、その蒸気でタービン発電機を回して発電する原子炉。	（削除）	（削除）	
	（略）	（略）	（略）	（略）	
	Ｇｙ （グレイ）	放射線をある物体に当てた場合、その物体が吸収した放射線のエネルギー量を表す単位で、吸収線量と呼ばれる。 １ｋｇあたり１Ｊ（ジュール）のエネルギーを吸収したときに１Ｇｙとなる。	（削除）	（削除）	
	（略）	（略）	（略）	（略）	
	ｃｐｍ	Counts per minute 放射線測定器で１分間に測定された放射線の数を表す単位。	（削除）	（削除）	
	実効線量	放射線の全身への実効的影響を考慮した放射線の量。	（削除）	（削除）	
	等価線量	身体の各組織・臓器が受ける、生物学的影響を考慮した放射線の量。	（削除）	（削除）	
	安定ヨウ素剤	甲状腺への放射性ヨウ素の選択的集積を抑制するために服用する。原子力災害時に備え準備される安定ヨウ素剤には、医薬品ヨウ化カリウムの原薬（粉末）を水に溶解し、単シロップを適当量添加したものや医薬品ヨウ化カリウムの丸薬がある。 なお、安定ヨウ素剤は副作用の可能性が	（削除）	（削除）	

<table>
<tr><th>頁</th><th>修　　正　　前</th><th>修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td></td><td><table><tr><td></td><td>あり、医薬品ヨウ化カリウムの原薬（粉末）は劇薬に指定されている。
　また、安定ヨウ素剤の安定とは、放射性に対する用語で、放射性崩壊せず、したがって、放射線を放出しないということを意味している。</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td><table><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>４　各緊急事態区分を判断するＥＡＬの枠組みについて</td><td>４　各緊急事態区分を判断するＥＡＬの枠組みについて</td><td></td></tr>
<tr><td>57

58

66

</td><td>（略）<table><tr><td>警戒事態を判断するＥＡＬ
（⑭に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）</td><td>緊急事態区分における措置の概要</td></tr><tr><td>①～⑬　（略）
⑭　東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。
⑮　（略）
⑯　（略）
⑰　（略）</td><td>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</td></tr></table>（略）<table><tr><td>警戒事態を判断するＥＡＬ
（④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）</td><td>緊急事態区分における措置の概要</td></tr><tr><td>①～③　（略）
④　東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。
⑤　（略）</td><td>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</td></tr></table></td><td>（略）<table><tr><td>警戒事態を判断するＥＡＬ
（削除）</td><td>緊急事態区分における措置の概要</td></tr><tr><td>①～⑬　（略）
（削除）
⑭　（略）
⑮　（略）
⑯　（略）</td><td>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</td></tr></table>（略）<table><tr><td>警戒事態を判断するＥＡＬ
（削除）</td><td>緊急事態区分における措置の概要</td></tr><tr><td>①～③　（略）
（削除）
④　（略）</td><td>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</td></tr></table></td><td>愛知県地域防災計画に合わせた修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>頁</th><th colspan="2">修　　正　　前</th><th colspan="2">修　　正　　後</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td rowspan="4">68

72</td><td colspan="2">⑥　（略）</td><td colspan="2">⑤　（略）</td><td rowspan="4">愛知県地域防災計画に合わせた修正</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>警戒事態を判断するＥＡＬ
（⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）</td><td>緊急事態区分における措置の概要</td><td>警戒事態を判断するＥＡＬ
（削除）</td><td>緊急事態区分における措置の概要</td></tr>
<tr><td>①～⑦　（略）
⑧　東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。
⑨　（略）
⑩　（略）
⑪　（略）</td><td>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</td><td>①～⑦　（略）
（削除）
⑧　（略）
⑨　（略）
⑩　（略）</td><td>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>警戒事態を判断するＥＡＬ
（③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）</td><td>緊急事態区分における措置の概要</td><td>警戒事態を判断するＥＡＬ
（削除）</td><td>緊急事態区分における措置の概要</td></tr>
<tr><td>①、②　（略）
③　東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。
④　（略）
⑤　（略）</td><td>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</td><td>①、②　（略）
（削除）
③　（略）
④　（略）</td><td>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</td></tr>
</table>